

【契約書別紙】

【事業の目的】

特別養護老人ホーム光明園は、介護保険法、老人福祉法及び関係諸法令に基づき利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の生活と利用後の生活が連続したものとなるように配慮し、家庭的な環境を提供する。利用者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活が営むことができるよう、多職種が共同して支援する。また、施設も地域社会の一部として機能し、あらゆる情報を利用者に提供することで、利用者個々人は、社会の一員であることを自覚して頂けるよう支援する。

【当施設の運営方針】

1. 本事業において提供する施設内介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に務めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護計画(ケアプラン)を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6. 介護計画(ケアプラン)が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを実施する。

○ 担当者(職種等)

氏 名 生活相談員 連絡先 0744-52-2960

○ 短期入所生活介護の内容

ご利用場所 奈良県高市郡高取町清水谷150番地の5
特別養護老人ホーム光明園

ご利用期間 ①令和 年 月 日から令和 年 月 日
②令和 年 月 日から令和 年 月 日
③令和 年 月 日から令和 年 月 日
④令和 年 月 日から令和 年 月 日
⑤令和 年 月 日から令和 年 月 日
⑥令和 年 月 日から令和 年 月 日

入所時間:ご利用開始日の :
退所時間:ご利用終了日の :

ご利用可能設備等 居室 定員4名 居室の面積 約33㎡(1人当りの面積8.25㎡)
定員3名 居室の面積 約28㎡(1人当りの面積9.33㎡)
定員2名 居室の面積 約18㎡(1人当りの面積9㎡)
定員1名 居室の面積15㎡

食堂
機能訓練コーナー
医務室
静養室
浴室(普通浴槽・特殊浴槽)

定 員 10名

実施地域 原則として高取町、明日香村、橿原市全域にお住まいの方
(ただし、必要な場合はこの限りではありません)

食 事 朝食 7:00~9:00
昼食 11:00~13:00
夕食 17:00~19:00

入 浴 原則として、週に最低2回入浴していただけます。
ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

介 護 ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。
・ 着替え介助
・ 排泄介助
・ おむつ交換
・ 施設内の移動の付添い
・ 体位変換
・ シーツ交換 等

機能訓練 機能訓練コーナーにて機能回復訓練を行います。

レクリエーション 年間行事予定をご参照ください

	行事とその内容(例)	備 考
4月	花見会—近くの桜の名勝へ出かけます	
5月	創立記念日—食事をまじえ、お祝いの会を行います	
8月	お盆法要—壺阪寺より僧侶にお越し頂き、物故者等の供養を行います	※希望者はお塔婆の申込みもできます。
9月	敬老長寿祝賀会—敬老の日に因んで長寿お祝いの会を行います 秋の彼岸法要	※希望者はお塔婆の申込みもできます。
12月	忘年会—食事をまじえ、催し物を楽しみます。	
1月	新年式—新しい年を迎え、気を新たに挨拶会を行います	
2月	節分会—施設内で豆まきをし、旧正月を祝います	
3月	雛祭り—雛飾りを囲み茶話会を行います。 春の彼岸法要	※希望者はお塔婆の申込みもできます。

健康管理 短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。
また、ご利用期間中、健康状態に変化があればご連絡をとりながら対応させていただきます。

理美容 3か月に1回、美容師の出張による理髪サービスを実施しております。
料金は別途かかります。

- 職員の配置状況 令和6年5月1日現在
当施設では、ご契約者に対して短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。(特別養護老人ホームと兼務)
〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配 置 数	指 定 基 準
1. 施設長(管理者)	1(兼務)	1名(兼務可)
2. 生活相談員	1	1名
3. 介護支援専門員	1(兼務)	1名(兼務可)
4. 介護職員	16(常勤換算)	16名
5. 看護職員	2(常勤換算)	2名
6. 機能訓練指導員	-(兼務)	1名(配置可)
7. 医師	2日(PM)/週	必要数
8. 栄養士	1(兼務)	1名(兼務可)

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の勤務時間数(週40時間)で除した数です。

※4. 5. の職員の和が前年度平均在園者数の1/3を下回らない人数を配置します。

〈配置職員の職務内容〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員(看護職員を含む)を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。2名以上の看護職員を配置しています。
 機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。
 看護職員等が兼務しております。
 介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
 生活相談員が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。
 医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
 1名の医師(嘱託医)を配置しています。

○ 利用料

変更有

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。
 但し、1日あたりの自己負担額は1割負担の場合を表示しています。負担割合が2割の方は2倍になります。また、その他の加算分についても、介護報酬の告示上の額が加算されます。

① 基本料金

1) 多床室ご利用の場合

	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担額	滞在費	自己負担額 合計
要支援1	4,510円	451円	915円	1,366円
要支援2	5,610円	561円		1,476円
要介護度1	6,030円	603円		1,518円
要介護度2	6,720円	672円		1,587円
要介護度3	7,450円	745円		1,660円
要介護度4	8,150円	815円		1,730円
要介護度5	8,840円	884円		1,799円

2) 従来型個室ご利用の場合

	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担額	滞在費	自己負担額 合計
要支援1	4,510円	451円	1,231円	1,682円
要支援2	5,610円	561円		1,792円
要介護度1	6,030円	603円		1,834円
要介護度2	6,720円	672円		1,903円
要介護度3	7,450円	745円		1,976円
要介護度4	8,150円	815円		2,046円
要介護度5	8,840円	884円		2,115円

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者
 に支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料を頂き、
 サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、保険者
 (高取町等)の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

② 食費

1日あたり1,445円…(内訳:朝210円、昼635円、夕600円)
 ご利用期間中に摂られた食数でお支払い頂きます。(令和3年8月1日現在)
 ただし、上記金額は変更することがあります。

③ 送迎代(片道)

- ・高取町、明日香村、橿原市全域にお住まいの方
 町内全域……………¥184(明日香村につきましては地域加算が算定されます)
 ※国基準額の1割の額:基準改定に伴い変更が有ります。また負担割合2割の方は2倍になります。
- ※特別な事情がある場合介護保険給付の適用を受けることができる場合があります。
 詳しくはお問い合わせください。
- ・上記以外にお住まいの方(上記区域を越える地点から)
 5km未満1回につき……¥800
 5km以上1回につき…¥1,200

④ その他の料金

特別食、行事参加費、理美容費、複写物の交付・・・等は別途料金がかかります。

○ 短期入所生活介護ご利用の中止

① 利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の全額

② 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

緊 急 連 絡 先		
①	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
②	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
主 治 医		
	病院または診療所名	
	医師名	
	住所	
	電話番号	

○ 相談、要望、苦情等の窓口

短期入所に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

<p>☆サービス相談窓口☆ 電話番号: 0744-52-2960 担当者名: 曾和 建樹 (受付時間 月～日曜日 9:00～17:00)</p>
--

行政機関その他苦情受付機関

高 取 町 健康福祉課	所在地 奈良県高市郡高取町観覚寺990-1 電話番号 0744-52-3334
奈良県国民健康保険団体連合会	所在地 奈良県橿原市大久保町302-1 電話番号 0744-21-6822 0120-21-6899
奈良県運営適正化委員会 (奈良県社会福祉協議会地域福祉課第2係)	所在地 奈良県橿原市大久保町320-11 電話番号 0744-29-0100

- 福祉サービス第三者評価の実施状況
第三者評価は未実施
- 事故発生時の対応
ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、居宅介護支援事業所(担当介護支援専門員)、また市町村等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- 非常災害時の対策
非常災害(地震、火災等)が発生した場合は、人命救助を第一に対策を講じます。また、可能な限り関係各署に協力を依頼するとともに、災害状況の把握に努め、引き続き適正な措置を行い、安全確保に努めます。また、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとし、可能な限り関係各署に協力を依頼するとともに、災害状況の把握に努め、引き続き適正な措置を行い安全確保に努めます。
- 虐待防止について
事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止する為、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止のための指針の整備
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
 - (3) 従事者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 身体拘束の禁止
原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむをえない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
- ハラスメント対策について
事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 感染症まん延防止について
事業所は、すべての従事者に対し、健康診断を定期的の実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生しないよう、又はまん延しないよう、必要な措置を講じるものとする。

事業者	社会福祉法人壺阪寺聚徳会		
<事業者名>	特別養護老人ホーム光明園	(指定番号: 奈良県2972700021)	
<住所>	奈良県高市郡高取町清水谷150番地の5		
<説明者名>	_____ 印		
上記内容の説明を受け、了承しました。			
	令和 7年 月 日	<利用者氏名>	_____ 印
私は本人に代わり署名致しました。			
		<代理人氏名>	_____ 印

短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)契約書

ご利用者 様(以下、「利用者」といいます)と社会福祉法人壺阪寺聚徳会特別養護老人ホーム光明園(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間中の利用期間は【契約書別紙】のとおりです。
- 3 利用者は、原則として利用開始予定日から7日間以上の猶予をおいて、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 4 利用者は、利用開始日の午前10:00以降に入所し、利用終了日の午後5:00までに退所するものとします。
- 5 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

第3条(短期入所生活介護計画)

利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条(短期入所生活介護の提供場所・内容)

- 1 短期入所生活介護の提供場所は特別養護老人ホーム光明園です。所在地および設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は、「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 5 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。
- 6 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等を利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条(料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を短期入所生活介護の利用毎に支払います。
- 2 事業者は、1か月ごとに計算した料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月に利用者もしくは家族に交付します。
- 3 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第7条(利用開始前のサービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までには通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までには通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、1日分の利用料の全部または一部を請求することができます。

第8条(利用期間中の中止)

- 1 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止する事ができます。この場合の取扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院までの日数を基準に計算します。

第9条(料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第10条(契約の終了)

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、7日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者が事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合。
 - ② 利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第11条(秘密保持)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第12条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第13条(緊急時の対応)

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第14条(連携)

- 1 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第10条2項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

※ ただし、セルフプランの場合は、本条は適用しません。

第15条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、大阪地裁を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈住所〉 奈良県高市郡高取町清水谷150番地の5

〈事業者名〉社会福祉法人壺阪寺聚徳会
特別養護老人ホーム光明園

〈代表者名〉施設長 新子 康文 印

利用者

〈住所〉

〈氏名〉 印

- ・私は本人に代わり上記署名を行いました
- ・私は本人の契約意思を確認しました

代理人

〈住所〉

〈氏名〉 印